

今治市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

今治市立図書館条例（平成 17 年今治市条例第 89 号）の改正に伴い、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年9月30日

今治市教育委員会教育長 小澤和樹

今治市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

今治市立図書館条例施行規則（平成17年今治市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第18条まで 削除

第19条を次のように改める。

（駐車場の供用時間）

第19条 今治市立中央図書館駐車場（以下「駐車場」という。）の供用時間は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止し、又は供用時間を変更することができる。

第21条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「駐車整理券」を「駐車場」に改め、同号を同条第2号とする。

附則第3項中「及び」を「、」に改め、「第12条」の次に「及び第19条」を加える。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第19条関係）

名称	供用時間
今治市立中央図書館地下駐車場	図書館開館時間
今治市立中央図書館地上駐車場	全日（開門は、午前8時30分から午後8時まで）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「参考」

今治市立図書館条例施行規則改正条項新旧対照表

新	旧
<p>○今治市立図書館条例施行規則</p> <p>平成 17 年 1 月 16 日</p> <p>教育委員会規則第 36 号</p> <p>第 14 条から第 18 条まで 削除</p> <p><u>(駐車場の供用時間)</u></p> <p>第 19 条 今治市立中央図書館駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止し、又は供用時間を変更することができる。</p> <p>(駐車場使用料の減免)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>○今治市立図書館条例施行規則</p> <p>平成 17 年 1 月 16 日</p> <p>教育委員会規則第 36 号</p> <p>第 14 条から第 17 条まで 削除</p> <p><u>(駐車整理券)</u></p> <p>第 18 条 条例第 14 条の規定により、今治市立中央図書館駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、自動車を入庫させる際に駐車整理券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の駐車整理券の交付を受けた者は、駐車場の使用中これを保持し、出庫の際にこれを自動料金精算機に投入しなければならない。</p> <p><u>(図書館利用者の駐車場使用料の無料処理)</u></p> <p>第 19 条 今治市立中央図書館利用者は、退館する際に 1 階総合カウンターで駐車場使用料無料の処理を受けることができる。</p> <p>(駐車場使用料の減免)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

(不正行為等)

第 21 条 略

(1) 略

(2) 削除

(2) 前号に掲げるもののほか、社会通念上不正行為とみなされる方法により、駐車場を使用したと認められる行為

附 則

(読替規定)

3 条例第 21 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせた場合において、第 3 条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 19 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

表略

別表第 2（第 4 条関係）

表略

別表第 3（第 19 条関係）

名称	開館時間
今治市立中央図書館地下駐車場	<u>図書館開館時間</u>
今治市立中央図書館地上駐車場	<u>全日（開門は、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで）</u>

(不正行為等)

第 21 条 略

(1) 略

(2) 駐車整理券の表示事項を抹消又は改変して使用する行為

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、社会通念上不正行為とみなされる方法により、駐車整理券を使用したと認められる行為

附 則

(読替規定)

3 条例第 21 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせた場合において、第 3 条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

表略

別表第 2（第 4 条関係）

表略